

第 1 部

日々の暮らしの基盤となる 平和・人権のまち

第 3 男女平等参画

◆ 施策の課題と方向性

男女平等参画の更なる普及・啓発を図ることで、女性の活躍が促進され、様々な分野で女性が力を発揮でき、キャリアを築き続けられる社会をめざします。また、女性の雇用環境と働き続けるための支援や子育て世代の女性が働きやすい環境整備について検討します。

ジェンダー平等と女性の参画を重視するとともに、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、まち全体で誰もが平等に参画できる社会の実現に向けた取組を推進します。

◆ 主要事業【令和 6～9 年度に取り組む事業】

1 男女平等参画に関する施策の推進

(1) 男女平等参画の更なる普及・啓発

「男女平等参画条例」の普及促進に向けて、啓発事業に取り組むなど、男女平等参画に関する市民意識の向上を図ります。また、あらゆる世代に、自分ごととして関心を持ってもらえるよう、SNS の活用など、啓発誌等のあり方や発信方法について検討を進めます。

(2) 性別等によらず活躍できる環境の整備

性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが個人として尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向けて、正しい理解を促進するとともに、普及啓発や人権教育に取り組めます。また、悩みを抱えている人が相談しやすい環境づくりに取り組めます。

(3) 「男女平等参画のための三鷹市行動計画」に基づく施策の推進

2024（令和 6）年度に、「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第 2 次改定）」を改定し、男女平等参画に関する各施策を推進していきます。改定に当たっては、「配偶者等暴力対策基本計画」「女性活躍推進計

画」に加え、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を同行動計画に位置付けます。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

2024（令和6）年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を踏まえ、新法の理解促進と実践のための市職員向けの専門研修を実施します。また、困難な問題を抱える女性に対する適切かつ円滑な支援に向けて、関係団体等との連携について検討を進めます。

(5) パートナーシップ宣誓制度の運用

2024(令和6)年4月に導入する「三鷹市パートナーシップ宣誓制度」を適切に運用するとともに、制度の周知を図るなど、性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく生き、安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

(6) 「多文化共生センター（仮称）」の整備に向けた取組

三鷹駅前地区まちづくりの進捗にあわせながら、女性センター機能のあり方等の検討を進めます。

2 男女平等参画を阻害する暴力の防止と被害者支援

(1) DVやハラスメントに関する周知・啓発

性別に基づくあらゆる暴力や困難な問題を抱える女性の支援などについて、啓発物や広報媒体、展示イベント等を中心に、機会を捉えてより多くの市民や事業者等に届くよう、各種啓発事業を継続的に実施します。

(2) DVやハラスメントなどの未然防止と早期発見

性別に基づくあらゆる暴力に関して、正しい理解の促進とその防止に向けた啓発の充実を図ります。また、早期に相談へつなぐため、相談窓口の周知、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

(3) 庁内の連携体制の強化

DV防止やDV被害者の支援に向けて、各相談事業の担当職員や相談員で情報共有や意見交換を行うほか、全庁の横断的な推進体制を強化するため、連絡会等を通じて、各部署の対応状況や課題等を共有するなど、庁内連携の強化を図ります。

(4) 被害者の安全確保と自立支援

DV被害者等の支援対象者の安全を最優先に、庁内関係部署や関係機関と連携した支援を行うとともに、支援対象者の自立に向けた支援に取り組めます。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

- 市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合
- 市管理職職員における女性割合
- 男女平等参画関連事業への参加者数